

平成24年4月1日

旭川医科大学病院における医薬品等の管理に関する業務標準手順書の一部を次のように改正する。

旭川医科大学病院長 松野 丈夫

旭川医科大学病院における医薬品等の管理に関する業務標準手順書の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(治験薬等管理者)</p> <p>第3条 旭川医科大学病院における治験薬等管理者は、薬剤部長とする。<u>ただし、 薬剤部長不在のときは、副薬剤部長がその職務を代行するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第15条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(治験薬等管理者)</p> <p>第3条 旭川医科大学病院における治験薬等管理者は、薬剤部長とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第15条 (略)</p>